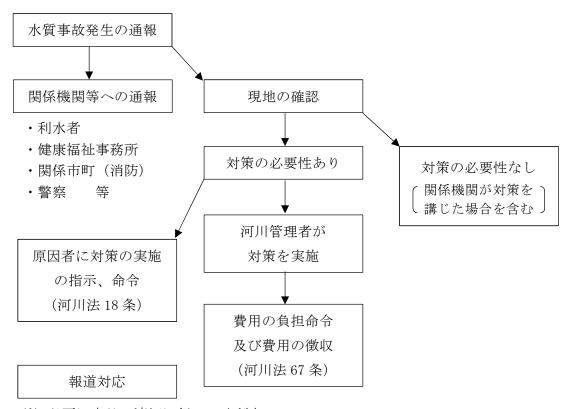
第14章 水質事故及び水質保全への対応

1 水質事故対応フロー



※ 必要に応じて適切に行ってください。

2 水質事故とは

河川に有害物質、油等が流入し、流水の水質に異常が生じることです。

水質事故は、発生源での初期の対応がその被害を最小限にくい止めることとなり、対策の 規模も小さくてすむことから、対策に当たっては事故発生場所での関係機関との連携による 素早い対応が必要です。

3 水質事故の種類

- (1) 魚類等の浮上、へい死。
- (2) 油類の流出。
- (3) シアン、カドミウム等の有害物質の流出。
- (4) 異常な渇水等による水質の著しい汚濁。 等

4 水質事故発生時の連絡体制

(1) 水質事故に係る関係機関への連絡及び情報収集については、県民局(県民センター)環境課(以下、「環境課」という。)と土木事務所等管理担当課(以下、「管理課」という。)が相互に連絡を行い、協力して対応します。

なお、一級水系では水質汚濁防止協議会が設置されているため、同協議会の連絡体制により対応してください。

(2) 水質事故発生時の関係機関への連絡にあたっては、予め定めた連絡系統により、環境課及び管理課が分担し行ってください。

水質事故の状況によっては、事故現場での調査及び対応が求められる場合が予想されるため、迅速な情報伝達が損なわれることのないように、環境課と管理課において予め協議し、役割分担等を決めておいてください。

(3) 水質事故が発生した場所の下流域に環境課又は管理課が存在する場合には、原則として、水質事故の情報を伝達することとしてください。

なお、下流域に複数の環境課又は管理課が存在する場合には、水質事故が発生した当 該環境課及び管理課が、関係するすべての環境課及び管理課に連絡してください。



の環境課又は

下流域の環境課又は管理課 → 管内関係機関 下流域の環境課又は管理課 → 管内関係機関 下流域の環境課又は管理課 → 管内関係機関

(4) その他

〈参考〉

- ① 河川整備課と土木事務所の勤務時間外の連絡は水防の連絡体制を活用します。
- ② 水防の連絡体制のような直線的な連絡体制ではなく、ネットワーク型の連絡体制であることに留意してください。
- ③ 勤務時間外には、住民から警察、消防への通報が多いことに留意してください。

関係通知

水質事故発生時における連絡体制について

平成15年3月14日水質第192号、河整第1221号県民生活部環境局水質課長、県土整備部土木局河川整備課長から各県民局県民生活部参事(環境担当)、県土整備部土木事務所等の長あて

水質事項発生に係る連絡は、これまで河川の水系ごとに設置されえいる水質汚濁防止協議会等の連絡網により運用を図ってきたところですが、このたび、水質汚濁防止協議会等が設置されていない河川等における連絡体制を別添とおり作成し、今後この連絡体制により運用することとしましたので通知します。

つきましては、下記のとおり各県民局における連絡体制を整備していただくとともに、関係機関に対して、その旨周知していただき、円滑な情報伝達等が行われますようご配慮お願いします。

記

1 連絡体制について

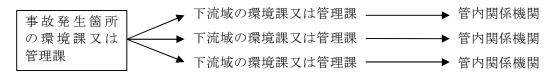
(1) 水質事故に係る関係機関への連絡及び情報収集については、県民生活部環境課(以下、「環境課」という。)と土木事務所等管理担当課(以下、「管理課」という。)が相 互に連絡を行い、協力して対応するものとする。 (2) 水質事故発生時の関係機関への連絡にあたっては、予め定めた連絡系統により、環境課及び管理課が分担し行うものとする。

水質事故の状況によっては、事故現場での調査及び対応が求められる場合が予想されるため、迅速な情報伝達が損なわれることのないように、環境課と管理課において予め協議し、役割分担等を決めておくこと。

(3) 水質事故が発生した場所の下流域に環境課又は管理課が存在する場合には、原則として、水質事故の情報を伝達するものとする。

なお、下流域に福栖の環境課又は管理課が存在する場合には、水質事故が発生した当該環境課及び管理課が、関係するすべての環境課及び管理課に連絡するものとする。

〈参考〉



- (4) この通知における水質事故とは、次の各号の場合をいう。
 - ① 魚類等の浮上、斃死などの事態が発生したとき。
 - ② 油類の流出、その他突発的な事態が発生したとき。
 - ③ 河川の柳水がシアン、カドミウム等の人の健康に係る有害物質によって汚濁され、 又は、そのおそれがあるとき。
 - ④ 異常な渇水その他により流水水質の汚濁が著しく進行し、生活環境に係る被害の生じるおそれのあるとき、及び河川管理上重大な支障を及ぼすおそれのあるとき。

2 連絡方法等について

- (1) 水質事故の情報伝達手段は、別紙3のFAX送信紙(以下、「送信紙」という。)及び別紙4の河川水質事故連絡表(以下、「連絡表」という。)を使用するものとする。 連絡を受けた下流域の環境課及び管理課が管内の関係機関へ連絡する場合にあって は、新たに送信紙を作成し、送付されてきた連絡表を添付して連絡するものとする。
- (2) 夜間・休日の場合を除き、関係者への着信確認は、送付した送信紙を返信させることをもって行い、送信紙による着信確認ができない機関についてのみ、電話で連絡を 行うものとする。

夜間・休日の場合にあっては、電話による情報伝達が主となるため、迅速に情報伝達が行えるよう、あらかじめ環境課及び管理課において連絡の分担等を定めておくこと。

- (3) 送信紙には、管内の関係機関をすべて記載しておき、また、ファクシミリ機器についても一斉送信の登録(設定)を行い、迅速かつ合理的な情報伝達を行うこと(広範囲の管内を有する環境課及び管理課にあっては、状況に応じて管内を分割し登録することも可)。
- (4) 水質事故にかかる情報伝達は、関係機関の初動に大きく影響することから、特に、 第1報の伝達においては、最低限の情報(日時、流出場所の所在、位置図、流出物質

程度)により行うなど、迅速を期すること。

3 水質事故連絡網について

- (1) 別紙1 (神戸は別紙2) 記載の連絡系統を基に、別紙5により連絡網を作成すること。
- (2) 連絡網は、組織変更及び人事異動に伴う加除修正を行い、毎年4月1日現在の状況 を4月20日(休日の場合は、その翌日又は翌々日とする。)までに、下記あてに報告 を行うものとする。
 - ① 環境課は、水質課水環境調査係 ※現:水大気課水質班
 - ② 管理課は、河川整備課管理係 ※現:河川整備課事務班
- (3) 平成 15 年度については、4 月 21 日(月)までに水質課又は河川整備課に報告すること。なお、本課において集約後、全県民局分の連絡網を作成し、再度、各県民局へ送付する予定。
- (4) なお、一級河川の水質事故の連絡については、国土交通省の関係工事事務所が中心となって関係市町に配信されることとなっているが、環境課及び管理課における連絡網作成時には、関係工事事務所と十分協議を行い、連絡系統に漏れがないように十分留意すること。

4 連絡体制の周知について

水質事故に係る関係機関への情報伝達については、迅速に行われなければならないこと から、上記3で毎年度の連絡網作成時に情報連絡の重要性について、関係機関に対して周 知徹底を図ること。

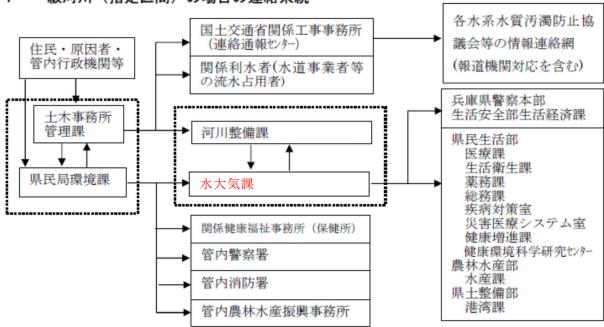
なお、平成15年度については、連絡網の作成にあわせて必ず説明会を開催し周知徹底を 図ること(次年度以降については、水防連絡会等に合わせて説明を行うなどにより周知徹底を図ること)。

また、水質事故の情報については、一斉に配信することから、場合によっては、流域が 異なるなどの理由で当該水質事故に全く関係のない機関へも連絡することとなる旨も併せ て十分周知しておくこと。

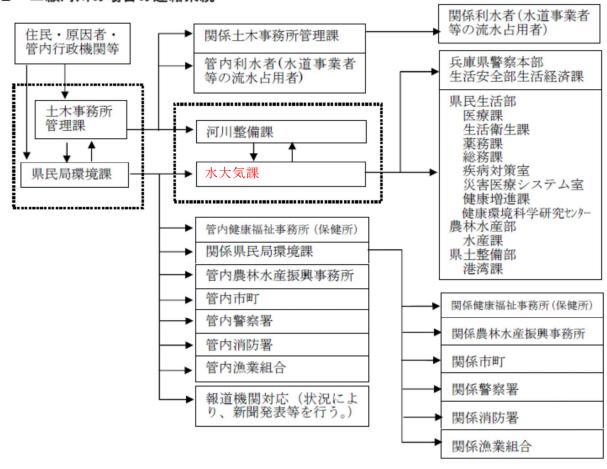
(別紙1)

水質事故時における連絡系統 (神戸県民センター以外)

1 一級河川(指定区間)の場合の連絡系統



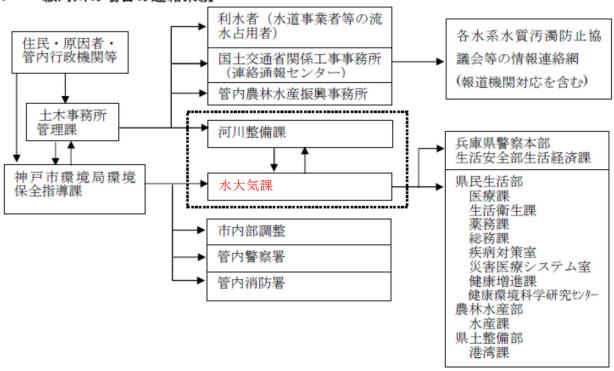
2 二級河川の場合の連絡系統



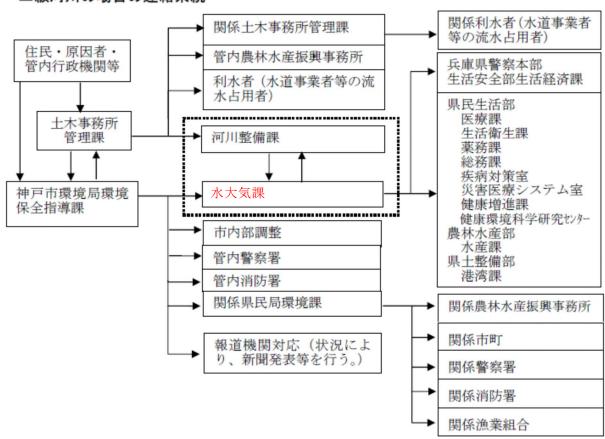
(別紙2)

水質事故時における連絡系統 (神戸県民センター)

1 一級河川の場合の連絡系統



2 二級河川の場合の連絡系統



FAX送信紙

 事故 No.

 令和
 年
 月
 日

関係各位

- ○○県民局県民交流室 環境課長 又は
- ○○県民局県土整備部○○土木事務所管理課長

水質事故連絡(第 報)

令和 年 月 日 字に発生しました水質事故について、別紙のとおり連絡します。

送信枚数は、本送信紙を含めて枚です。

なお、<u>着信確認のため、受信者名を記載して、本送信紙を返送</u>してください (電話による着信確認は行いません)。

機関名	部署名	受信者名	備考

河川水質事故連絡表

(第 報) 令和 年 月 日 時 分

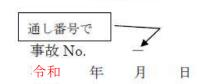
発信者		○○事務所							
	氏名	00000課	氏名	占:			(内線)
夜間直通	電話番号			通報	責任者自宅電話	舌番号			
原因者住 電話		市・町 氏名	Ţ			L			
事故発生の場所		市・町	事	b 発生時刻		日	時	分頃	
水系名・河川名		□一級河川 □□	二級河	可川 [□準用河川 []普通	河川		Л
流出経路・流出先									
事故発生の原因									
流出物質					推定流出量	t	約		m³
事故発 河川水の		色、臭い				確	認時刻	日	時
生地点 周辺の 汚染状	水面・水	底の堆積物の状況					-		
汚染状 況	生物の状	況							
土木事務所が 講じた措置の内容		□オイルフェンス □オイルマット □土嚢つみ □その他(約 約 約 約)	m 枚 個		置場所	日	時
関係機講じた措		□オイルフェンス □オイルマット	約約		m 枚		く質検査 ロ和剤散布	i	
関係 機関名		□土嚢つみ□その他(約)	個				
費用の負	担の状況					_			
汚染拡大の予測					その他必要	事項			
本報告		□河川整備課事務 □ 土木事務 □利水者(水道 □ 市消防本 □国土交通省	所管 部	理課	□ 保 農水 消防事務		口 口 二水 1. (市役町役	

県民局 関係機関 所属 連絡担当者 Tu (時間内) Tel(夜間・休日) FAX国関係 県関係 市町関係 利水者関係 警察関係 * 役職名を記載 すること 消防関係 役職名を記載 すること 漁業組合関係

[※] これ以上に連絡先があるところについては、追加をお願いします。

[※] 警察・消防車等24時間体制の機関については、連絡担当者は役職名にしておくこと。

<記入例> FAX送信紙



(別紙3)

関係各位

○○県民局県民生活部 環境課長 又は

○○県民局県土整備部○○土木事務所管理課長

水質事故連絡(第 報)

令和 年 月 日 時に発生しました水質事故について、別紙のとおり 連絡します。

送信枚数は、本送信紙を含めて 枚です。

なお、着信確認のため、受信者名を記載して、本送信紙を返送してください(電 話による着信確認は行いません)。

機関名	部 署 名	受信者名	備考
〇〇工事事務所	OO課		
〇〇県民局	環境課		
〇〇県民局	環境課		
00市	〇〇課		
OO町	〇〇課		
〇〇町	00課		

OO町	OO課	
〇〇警察署	OO課	
〇〇警察署	OO課	
〇〇警察署	OO課	
〇〇漁業組合	組合長	

5 水質事故発生時の現地の確認

- (1) 汚濁の原因(原因者を含みます。)の特定
 - ※ 水質汚濁は河川の損傷に該当します。(河川法施行令第16条の4第1項第1号)
- (2) 水質事故の処理
 - ・原因者に対策の実施を指導(河川法第18条)
 - → 口頭の指示等により原因者が自発的に行うことは差し支えません。
 - ・原因者から費用の徴収(河川法第67条)
 - → 原因者自らが対策を行った場合は必要ありません。
 - ※ 原因者不明の場合又は原因者が対策を行わない場合は、関係機関と連携をと り対策を講じてください。
 - ※ 水質事故対策の必要性がなくなるまでは、水質事故対応の体制を解除しないでください。

6 水質汚濁防止への河川管理者の対応

河川の公物としての機能の保持は河川管理者の責務ですが、河川の公物機能は単に物理的な洪水や高潮の防御のみにとどまらず、河川環境を適正に整備維持し、公共利用に供することなども含みます。このことからすれば、河川の水質保全は河川管理者にとって重要な課題といえます。

しかし、河川法には河川の水質に関しては特別の定めがなく、制令に基づいて一定以上の 汚水を直接河川に排出するものに対し、届出の義務を課すこと(令第16条の5)と異常な渇 水等における措置(令第16条の6)にとどまっています。

このようなことから、河川法のみでの対策には限界があり、また、河川の汚濁の原因は人の生活や事業活動により発生し、水路や普通河川から流れてくるものもあるので、関係機関との連携が重要となっています。

7 環境関係法の概要

(1) 環境基本法の水質汚濁に関する環境基準(環境基本法第16条)

	人の健康保護に関する環境基準	生活環境の保全に関する環境基準
基準の定め方	全国の公共用水域(河川、海、湖沼) 共通のものとして一律に定められます。	公共用水域の水域群別に定められ、いずれの類型に(河川の場合、水質の良い順にA~Eの類型がある。)具体の水域が該当するか別途指定される。
達成目標	設定後直ちに達成するように努 めます。	施策の推進とあわせる可及的すみやか に達成維持を図ります。

(2) 水質汚濁防止法の規制

水質汚濁防止法は、ある程度以上の汚濁物質を含む汚水又は廃液を排出する施設を特定 施設として政令で指定し、特定施設を設置する工場又は事業場から公共用水域に排出され る排水について排出基準を定めています。

事業者には排出水の水質測定が課せられるとともに、知事は排水基準を遵守できないお それがあると認める場合には、計画中の施設については計画変更命令を、稼働中の施設に ついては改善命令を出すことができ、実際に排水基準に適合しない水を排出した場合はた だちに罰則を適用することもできるとされています。

排出基準とは、環境基準を維持達成するために、工場、事業所などの水質汚濁源に対して設けられた基準(水質汚濁防止法第3条)で、人の健康に被害が生ずるおそれがある物質に係る項目(カドミウムなど23項目)と生活環境に係る被害が生ずるおそれがあるものに係る項目(BODなど5項目)に分かれています。

(3) 環境基準と排水基準

環境基準	排水基準
行政目標であり、	規制のための基準であり、
規制のための基準ではない	環境基準の 10 倍程度

8 河川法第28、29条関係政令の汚水排出の取扱について

(昭和46年7月1日付け土木部河川課長通知)

1 政令公布後の経緯

昭和45年8月7日に河川法第28、29条関係の政令が公布された。内容についてはすでに周知のとおりであるが、この届出や通報に関して細かな定めが必要と思われる。これについて近畿地方建設局、県、市の関係部局と打合せを行ない政令別表法令担当部局からの通報及び緊急時の通報先等について処理方法を定めた。

(1) 県関係部局への通報依頼

水質騒音課、環境整備課、医務課、建築指導課及び工業課の各課長に対しては、昭和46年1月21日河第346号「河川法施行令第16条の5第3項の通報及び第16条の6緊急の措置について」をもって土木部長から通報の依頼をなし、昭和45年12月22日には担当者に参集願い細部の説明および打合せを行なった。

(2) 関係市への通報依頼

神戸市、尼崎市、西宮市、伊丹市及び姫路市の各長に対しては、昭和46年6月17日河第90号「河川法施行令の改正に伴う汚染排出者の通報及び緊急時の措置について」をもって土木部長から通報の依頼をなし、同年6月25日には担当者に参集願い細部の説明および打合せを行なった。

(3) 各事務所に対する通達

各事務所に対しては、汚水排水の届出義務者の指導及び届出書の受理等の取扱いについて、昭和45年12月16日河第315号「河川法第28条、第29条関係政令の汚水排水の届出の取り扱いについて」をもって土木部長から事務所長に通達されている。

又地方機関処務規程により汚水排出の届出の受理、緊急時の通報又は必要な措置を とるべきことを求めること等は所長専決事項となっている。

2 届出義務者への通知

届出義務者には、各事務所長から通知されているが、未届者あるいは今後汚水を排出しようとする届出対象者がある場合には、それぞれのものに届出様式及び届出方法を指導するものとする。

3 排出しようとする汚水の水質について

河川法施行規則第18条の7により届出様式が定められているが、この様式8の3の記入要領では「生物化学的酸素要求量(BOD)、水素イオン濃度(PH)、浮遊物資量(S) その他の項目ごとに平均値及び最大値を記載する。

ただし、その他の項目については、汚水の種類に応じ必要な範囲で記載すれば足りる。」となっておるので、「その他の項目」について統一する必要がある。

そこで近畿地方建設局管内においては、水質保全法及び公害防止条例等により指定された項目を参照して、「その他の項目」についての統一をはかり、別紙様式1の届出書のとおり水質の範囲を明確にした。

4 届出書の様式及び提出部数

届出書の様式は、別紙様式1により4部提出させるものとし、届出書には、水質検査の 分析表を添付させるものとする。

5 届出書の保管

届出書又は政令別表上欄の法令担当部局からの通報書は各事務所において保管し、管内 図等に届出者の位置及び下流水利権者の位置を記入して整備するほか、関係河川使用者、 関係公共団体及び関係行政機関をは握し、緊急時の措置が迅速円滑に行なわれるよう資料 の整備をはかっておくものとする。

6 通報の経路及び内容

(1) 政令別表上欄の法令担当部局からの通報は、送付書(別紙様式2)通報書(別添様式3)に届出書の写及び届出受理書の写若しくは認可申請(汚水排出の部分のみ)の写及び認可書の写を添えて河川課に送付される(部数1部)。ただし、政令別表上欄の法令担当部局が通商産業局である場合は、近畿地方建設局水政課を経由して河川課に送付される。

なお、政令別表下欄に掲げる命令の写しの送付も同様方法で河川課に送付される。

(2) 河川課は上記(1)により通報をうけた場合は、1級河川の直轄管理区間に係るものは、近畿地方建設局水政課にその分をとりまとめ、送付書(別紙様式4)を添付し送付するものとする。

7 緊急時の措置

- (1) 異常な事態が生じた場合、事務所長は汚水の排出者に対して排出汚水の減量、一時 停止その他必要な措置をとるべきことを求めること。この場合公害防止条例及び水質 汚濁防止法等による類似の措置を尊重し公害担当部局と緊密な連絡のもとに措置する ものとする。
- (2) 異常な事態が生じた場合に汚水の排出者に求めるべき内容は、当該河川の水質の状

況及び開発の状況を勘案し特に上水道原水及び魚族の生棲を重視して河川の特性に応じて決定するものとする。

- (3) 流域主要汚濁源地域に対し周知徹底を図る必要がある場合は、ラジオ、テレビ等の報道機関を通じて知らせるものとする。
- (4) 通商産業省所管の工場、事業場に対し必要な措置をとるべきことを求める場合に は、鉱山保安監督局部長に又病院に対し緊急時の措置を求めようとするときは、緊急 性の度合に応じ当該病院を所管する関係行政部局又は関係行政機関にそれぞれ協議す るものとする。

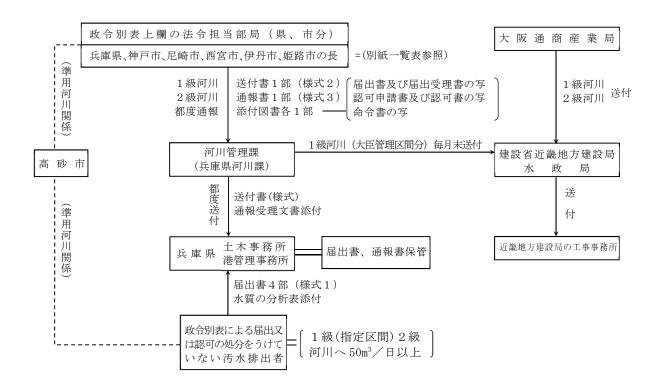
8 緊急時の通報の経路及び内容

- (1) 異常な渇水等により河川の汚濁が著しく進行し、河川の管理に重大な支障を及ぼすおそれがあると認められるとき(緊急時)には、事務所長は、その旨を関係行政機関、関係地方公共団体及び利害関係を有すると認められる関係河川使用者に通報し、土木部長(河川課)に報告するものとする。
- (2) 関係行政機関又は関係地方公共団体等が異常な事態が生じたことを知った場合は、 河川管理者に通報される。この場合事務所長は、上記(1)に準じ、関係先へ通報する ものとする。なお、関係地方公共団体等についてはあらかじめ協力を依頼(関係行政 機関には依頼ずみ)しておくものとする。
- (3) 関係行政機関又は関係地方公共団体等から河川課に通報があった場合は、直ちに事務所長に通知するものとする。又河川課は、事務所長から要請があれば関係行政機関 (県庁内関係課)への通報又は通商産業局協議事項については協議を行なうほか緊急時の措置が迅速円滑に行なわれるよう配慮するものとする。
- (4) 緊急時の措置を必要とする区域が1級河川の大臣管理区域にわたる場合は、近畿地 方建設局の工事事務所長に通報し、協議のうえ措置するものとする。

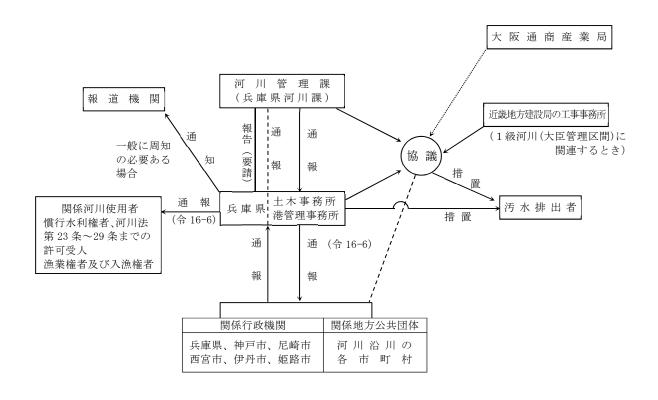
【参考】緊急時の要件

- (1) 異常な渇水等とは、次の各号の一に該当する場合をいうものとする。
 - A) 河川の流量が当該河川の平均渇水流量以下に減少した場合
 - B) 事故による汚水の流入その他突発的な事態が発生した場合
- (2) 河川の管理に重大な支障を及ぼすおそれがある場合とは、河川の汚濁が進行し、次の各号に例示するような場合をいうものとする。
 - A) 上水道等の原水として利用することが不可能となるおそれがある場合 上水道等の原水として利用することができるかどうかは、各施設の浄化能力に左 右されるが、上水道の場合を例にとれば、原則としてBOD値が簡易水道の場合 には4ppm以上、高級水道の場合には6ppm以上となった場合とする。
 - B) シアン、クロムその他の劇毒物による汚染により魚族等が生棲できなくなるおそれがある場合、又は上水道道源が汚染され、人の健康の保持に影響が生ずるおそれがある場合
 - C) 魚類等の異常斃死があった場合又は魚類等が急激に棲息できなくなるおそれがある場合

汚水排出の届出及び通報の経路(河川法施行令第16条の5)



緊急時の通報の経路(河川法施行令第16条の6)



政令別表上欄の法令担当部局(県市関係)一覧表

法 令 名	部局	担当	課
水質汚濁防止法	兵 庫 県	農政環境部 水大気課	
兵庫県公害防止条例	神戸市	環 境 局 公害対策部	水質保全課
	尼崎市	環境保全局 公 害 部	水質課
	姫 路 市	保健公害局 公 害 部	水質課
	西宮市	環 境 部 公害対策課	
廃棄物の処理及び清掃に	兵 庫 県	保健環境部 環境衛生課	
関する法律	神戸市	環 境 局 公害対策部	産業廃棄物指導課
	尼崎市	衛 生 局 環境衛生課	
	姫 路 市	環境自然局 美 化 部	業務課
	兵 庫 県	都市住宅部 建築指導課	
建築基準法	神戸市	住 宅 局 建 築 部	指導課
	尼崎市	都市開発局 建築指導部	建築指導課
	姫 路 市	都 市 局 規 制 部	建築指導課
	西宮市	建設局建築部	建築指導課
	伊丹市	建 設 部 建築指導課	
医療法	兵 庫 県	保健環境部 医 務 課	
採 石 法	兵 庫 県	商工部工業課	

汚 水 排 出 届 出 書

令和 年 月 日

殿

届出人 住所又は所在地 氏名又は名称

河川法施行令第16条の5第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

河	川名		川水系 川(水域名)								
排出	場所										
排出的期	の方法 間										
汚	水槽	# # I I I I I I I I I I I I I I I I I I									
	項目	P.H	B.O.D	C.O.D	S.S	油分	フェノール類	鉄	亜 鉛	フッ素	マンカ゛ン
	平均值										
山。所	最大値										
水質	項目	硼素	シアン	クロム	アルキル 水 銀	総水銀	有機リン	カト゛ミウム	鉛	ヒ素	
	平均値										
	最大値										
汚水処	理方法										

位置図(1/50,000)及び汚水排出経路概要図(汚水処理系を含む。)を添付すること。

備考

- 1 「排水場所」については、排出口の所在地および河川の左右岸の別を記載すること。
- 2 「排出の方法」については、ポンプ排水又は自然排水の別および排水口の構造の概要を記載すること。
- 3 「期間」については、排出の開始及び終了の時期を記載すること。
- 4 「汚水量」については、日量および時間量を記載すること。
- 5 「水質」については、PH、B.O.D、S.Sその他の項目ごとに平均値および最大値を記載すること。ただし、その他の項目については汚水の種類に応じ、必要な範囲で記載すれば足りる。
- 6 「汚水処理方法」については、活性汚泥法、標準散水濾床法、沈澱法等の処理の方法およびこれ らの方法に応じて設置する沈澱池、エアレーションタンク中和槽、油脂分離槽等の施設の名称、 数量等を記載すること。

 第
 号

 令和
 年
 月

 日

兵庫県知事 河川整備課長

> 市 **長** 関係課長

河川法施行令第16条の5第3項 の規定に基づく通報について

標記について、別添のとおり届出受理(認可等又は命令等)の処分をしたので通報します。

記

1 処分件数

件

別紙様式 3

					通		報		書				
根拠	上法	令											
認可届出	年月	日	令和	年	月	目	番号	Ļ		第	Î	号	
氏名又は名称					住所								
河	Ш	名				川水系				川(水	域名)		
排出	場	所											
排出の方法 期 間													
汚	水	量											
	項	目	P.H	B.O.D	C.O.D	S.S	油 矣	フ	ェノール類	鉄	亜 鉛	フッ素	マンカ゛ン
	平均	匀值											
→レ肝	最为	て値											
水質	項	目	硼素	シアン	クロム	アルキル 水 銀	総水銀	Į 7	有機リン	カト゛ミウ	鉛鉛	ヒ素	
	平均	自値											
	最为	て値											
汚水処	12理力	方法											
条件													
改善	命令	等	命令年	月日			番号				履行期限		

位置図(1/50,000)及び汚水排出経路概要図(汚水処理系を含む。)を添付すること。

備考

- 1 「排水場所」については、排出口の所在地および河川の左右岸の別を記載すること。
- 2 「排出の方法」については、ポンプ排水又は自然排水の別および排水口の構造の概要を記載する
- 3 「期間」については、排出の開始および終了の時期を記載すること。
- 4 「汚水量」については、日量および時間量を記載すること。
- 5 「水質」については、PH、B.O.D、S.Sその他の項目ごとに平均値及び最大値を記載すること。ただし、その他の項目については汚水の種類に応じ、必要な範囲で記載すれば足りる。
- 6 「汚水処理方法」については、活性汚泥法、標準散水濾床法、沈澱法等の処理の方法およびこれ らの方法に応じて設置する沈澱池、エアレーションタンク中和槽、油脂分離槽等の施設の名称、 数量等を記載すること。

9 水質汚濁防止法に基づく油流出事故時の措置について

(平成9年3月11日付け土第964号土木部長通知)

標記について、生活文化部長から別添のとおり通知がありましたので、趣旨をご理解のうえ、油流出時の措置について適切に対処されますようお願いします。

● 水質汚濁防止法に基づく油流出事故等の措置について

(平成9年3月6日付け水質第373号生活文化部長通達)

このたび別添のとおり水質汚濁防止法が一部改正され油流出事故等の措置が新たに規定されました。

今回の改正では、水質汚濁防止法特定事業場の設置者と同様に、特定事業場以外の工場又は事業場で貯油施設等を設置するもの(貯油事業場等)の設置者についても、事故時の措置の対象とされました。

事故時の措置の対象となる油は、原油、重油、潤滑油、軽油、灯油、揮発油、動植物油であり、貯油施設等とは、油を貯蔵する貯油施設及び油を含む水を処理する油水分離施設とされています。

また、特定事業場の設置者又は貯油事業場等の設置者は、特定施設又は貯油施設等の破損その他の事故が発生し、油を含む水が公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことにより生活環境に被害を生ずるおそれがあるときは、引き続く油を含む水の公共用水域への排出又は地下浸透の防止のための応急の措置を講ずるとともに、事故の概要について届出することが義務づけられました。

つきましては、貴所管に係る関係地方機関、関係団体への周知徹底についてご配慮をよろ しくお願いいたします。

なお、参考として改正の概要「油流出事故時における水質汚濁防止法上の措置について」 を添付します。

● 油流出事故時における水質汚濁防止法上の措置について

近年の水質汚濁事故の状況をみると、油の流出による事故の占める割合がきわめて大きく、水道被害、農業被害や水産被害等の利水障害が多発しています。

このため水質汚濁防止法が平成8年6月に改正され、工場・事業場から油が流出したり、 地下に浸透するような事故が発生した場合の措置について、新たに規定が設けられました。

1. 対象となる油

原油・重油・潤滑油・軽油・灯油・揮発油・動植物油 (この他、これらの油を含む水や、廃油なども該当します。)

2. 対象となる事故

(1) 特定事業場での事故

特定施設の破損その他の事故が発生し、油を含む水が排出され、または地下に浸透したことにより、生活環境の被害を生ずるおそれのある場合。

(3) 特定事業場以外 (貯油事業場等) での事故

油を貯蔵する貯油施設、または油を含む水を処理する油水分離施設を設置する特定事業場以外の工場・事業場(貯油事業場等)でこれらの施設の破損その他の事故が発生し、油を含む水が排出され、または地下に浸透したことにより、生活環境の被害を生ずるおそれのある場合。

- 3. 事業者が講ずる必要のある措置
 - (1) 引き続く油を含む水の排出または浸透の防止のための応急措置
 - ・ 例えば、土のうの積み上げ等による公共用水域への流出防止、場内に流出した 油の回収、水路への油吸着マットの敷設などが考えられます。
 - (2) 次の内容を別表の保健所公害課または市の環境保全担当課に届出
 - 事故の状況(事故の発生時刻、場所、原因、油の流出量、周辺の状況、汚染の 拡大の予測など)
 - ・講じた措置の概要
- 4. 講じた応急措置が適切でない場合

応急措置を講じていない、または措置内容が適切でないと認められるときは、応急措置 を講ずるよう命ぜられることがあります。命令に従わない場合は罰則が適用されることも あります。

5. 改正された規定の適用時期 平成9年4月1日から適用されます。

※別表、様式 略